

図書館と著作権法

門脇夏紀

目次

- 序 著作権・著作権法についての説明
- 1 貸与権
 - 1.1 図書館でのコピー
 - 1.2 障害者向け資料の作成
- 2 図書館と著作権法に関する批判
- 結

序 著作権・著作権法についての説明

知的財産権の1つである著作権とは「著作物などに関して著作者などに対し認められる権利¹⁾」である。知的財産法の1つである著作権法は「著作権の保護を目的とする法律²⁾」とされている。本論では図書館のサービス（貸出サービス、コピーサービス、障害者向けサービス）と著作権法の関係、図書館に対する批判について考察する。

図書館は誰もが1度は使ったことがある施設であろう。読みたかった本を読むことができる、新聞や雑誌を読む、インターネットを利用するなど、多くのことができる図書館。その図書館と著作権法はどのように関係しているのだろうか。

1 貸与権

図書館のサービスに貸出がある。その名の通り本の貸出を行ってくれるのだが、これには著作権の中の権利の1つである貸与権が関係している。貸与権とは無断で公衆に貸与されない権利であ

り、著作権法第 26 条の 3 で定められている。ではなぜ図書館が貸出を行えるのか。それは著作権法第 38 条第 4 項により例外的に認められているからである。しかしこれには以下の条件がある。

- ① すでに公表されている著作物であること。
- ② 営利を目的としていないこと。
- ③ 貸与を受ける者から料金を受けないこと。

これをクリアしないと著作権者に無断で著作物の貸出はしてはいけない。

1.1 図書館でのコピー

図書館の本のコピー、複写をしてもらったことはあるだろうか。通常、図書館にはコピー機が置かれている。著作物を勝手に複製してもいいのだろうか。著作権侵害になるのでは？ と思う人もいるかもしれない。これについては著作権法第 31 条第 1 項において公立図書館などでコピーする際の例外が認められている。この規定を適用するためには以下の条件をクリアしなくてはならない。

- ① 国立国会図書館または政令で定める図書館等であること。
- ② 図書館が行うコピーは、「営利」を目的としない事業であること。
- ③ コピー行為の「主体」が図書館等であること。
- ④ 次のいずれかの場合であること。
 - ・ 調査研究を行う利用者の求めに応じて、すでに公表されている著作物の一部分（すでに次号が発行されているなど、発行後相当期間を経過した雑誌等の中の著作物については、全部でもよい）を、一人につき一部提供する場合。
 - ・ 図書館資料の保存のために必要がある場合。
 - ・ 他の図書館の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（絶版等資料）のコピーを提供する場合。

以上の条件により図書館は著作物の複製が許可されている。しかし複製には少しだけお金がかかるので要注意である。しかしこれは営利を目的としない事業の範囲内であると解されているため、②についての問題は生じない。

1.2 障害者向け資料の作成

図書館はアウトリーチサービスといって、身体的にハンディを負っている人が図書館資料を使えないということを無くす努力をしている。目が不自由な人に向けて文字を点字に変換・コピーする点訳というものがある。これは著作権法第 37 条第 1 項に規定されている。これを行うためには以下の条件を満たす必要がある。

① すでに公表されている著作物であること。

② 出典の明示

上記の条件を満たしていれば、著作権者に無断で著作物の点訳をすることが可能である。さらに点訳したデータはその著作物がすでに公表されているものであれば、インターネット等でサーバーに蓄積、送信可能な状態にすることも可能である（第 37 条第 2 項）。他にも目が不自由な人向けに録音資料というものも作成されている（第 37 条第 3 項）。読み聞かせの音声を録音、再生して耳で楽しむ本となっている。

2 図書館と著作権法に関する批判

公共図書館は原則として無料で以上に述べている通りのサービスを提供している。しかし、本が無料で貸出されているという現状に異議を唱える者も一部おり、このような批判を無料貸本屋論と呼ぶ。なぜ批判する者がいるのか。それは自分が書いた著作物が無料で貸出されるということは、元々自分が得るはずだった利益を失ってしまうことと同じだからである。

公共図書館の事を無料貸本屋と揶揄するのは昔からではあるが、この言葉が業界紙に初めて載ったのは 2000 年のことである。そ

れに加え書店業界・出版業界からも、売り上げが落ちてしまったと批判の声が上がっている。出版年鑑 2014 年版で発表されている全出版社の売上の統計では、3676 社の出版社全体の売り上げが前年度比で-3.5%³⁾となっている。確かに図書館は本を無料で貸出し、その地域の人々で本を読み回している。しかし最近はスマートフォンやタブレットの普及に伴い電子書籍も普及してきた。書店・出版の売り上げが落ちてきているというのは、一概に図書館だけのせいではないと思う。無料貸本屋という呼び方は今に始まったものではない。書店・出版者側が自分たちの利益減を無理矢理図書館のせいにしようとしているのではないだろうか。書店・出版者の利益減の要因には先述した電子書籍の普及に加え、若者たちの活字離れ化も影響していると考ええる。

結

図書館と著作権法の関係について話してきた。営利を目的としない図書館だからこそできることが沢山あるということがお分りいただけたであろうか。図書館に関係している法律は著作権法だけではない。憲法では第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 21 条、第 23 条、第 25 条、第 26 条が、教育基本法では第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 12 条が、社会教育法では第 1 条、第 2 条、第 5 条、第 6 条、第 9 条や図書館法全般が図書館と関わりあっている。普段何気なく使っていた図書館も、いろいろな法律・権利などを考えながら利用してみると面白いかもしれない。

引用・出典

- 1) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会『図書館情報学用語辞典 第 4 版』(丸善出版、2013 年)。
- 2) 新村出 『広辞苑 第 6 版』(岩波書店、2008 年)。
- 3) 『出版年鑑 2014 年度版』(出版ニュース社、2014)。